第５次
寒河江市障がい者基本計画

令和８年３月

寒河江市

「障がい」の表記について

本計画において、「障害」を「障がい」と表記しています。

ただし、法令名や法令等の抜粋につきましては、そのままの表記としています。

はじめに

本市はこれまで、令和３年３月に策定した「第４次寒河江市障がい者基本計画」に基づき「障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、地域の中で生き生きと安心に暮らすことのできる共生社会の実現」を基本理念に掲げ、その実現に向けて施策を実施してまいりました。

また、令和５年４月には「寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行しました。本条例により、市の責務や市民の皆様及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策の推進に取り組んでまいりました。

この「第５次寒河江市障がい者基本計画」は、これまでの成果を総括するとともに、今後の本市の障がい福祉施策の目標を定めたものです。

計画策定に際しては、障がい者手帳をお持ちのすべての市民を対象としたアンケート調査を実施し、生活や医療、就労、環境、権利擁護など、広い範囲にわたってさまざまなご意見をいただきました。本計画とともにスタートする「第７次寒河江市振興計画」及び「第４次寒河江市地域福祉計画」と連携しながら、誰もが自分らしく安心して心豊かに暮らしていける地域社会の構築に向け、市民の皆様とともに努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、ご審議いただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等において貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に心より感謝を申しあげます。

令和８年３月

寒河江市長　齋　藤　真　朗

目　　　　　　　　次

第１章　計画の概要 …………………………………………… １
　１　計画策定の趣旨 ……………………………………… １
　２　計画の基本理念 ……………………………………… ２
　３　計画の基本目標 ……………………………………… ２
　４　計画の期間 …………………………………………… ３
　５　計画の対象者 ………………………………………… ３
　６　計画の性格及び位置づけ …………………………… ３
　７　計画の構成 …………………………………………… ３

第２章　障がいのある人の状況 ……………………………… ５
　１　本市における人口と障がい者数の推移 ………… ５
　２　身体障がいのある人の状況 ………………………… ５
　３　知的障がいのある人の状況 ………………………… ７
　４　精神障がいのある人の状況 ………………………… ７
　５　難病患者の状況 ……………………………………… ８
　６　障がい児の就学の状況 ……………………………… ９
　７　障がい者の雇用・就業の状況 ……………………… １０

第３章　現状と課題及び施策の目標と主な取組……………… １１
　１　生活支援 ……………………………………………… １１
　２　保健・医療 …………………………………………… １４
　３　療育・教育 …………………………………………… １６
　４　経済的自立・就労支援 ……………………………… １８
　５　スポーツ・文化芸術活動 …………………………… ２０
　６　差別の解消と権利擁護の促進 ……………………… ２１
　７　バリアフリー化の推進 ……………………………… ２３
　８　安全・安心 …………………………………………… ２５

第４章　目標とする指標 ……………………………………… ２６

第５章　計画の推進体制 ……………………………………… ２８

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

本市では「障害者基本法」に基づく「市町村障害者計画」として、平成１１年３月に「第１次寒河江市障害者福祉計画」を、平成１９年３月に「第２次寒河江市障がい者基本計画」を、平成２８年３月には平成２８年度から令和２年度までの５年間を計画期間として「第３次寒河江市障がい者基本計画」を策定し、障がい者の自立と社会参加促進のため各種福祉施策を推進してまいりました。さらには、この基本理念を継承する形で、令和３年度から令和７年度までの５年間を計画期間として、令和３年３月に「第４次寒河江市障がい者基本計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で生き生きと安心に暮らすことのできる共生社会の実現を基本理念として、相談体制の強化をはじめ、各種障がい者施策に取り組んできたところです。

その間、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が令和４年５月に施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正により民間事業者による合理的配慮の提供が令和６年４月に「努力義務」から「義務」とされたほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正により令和７年１０月に「就労選択支援」が創設されるなど、法整備による障がい者への支援の充実が図られてきました。

さらに、国においては令和５年に「障害者基本計画（第５次）」が策定され、県においては、令和６年に「第６次山形県障がい者計画」が策定されました。

本市においても、障がい者の現状や現計画の進捗状況を検証し、これまで推進してきた障がい福祉施策の成果を踏まえ、さらなる充実・発展を目指して、令和８年度を初年度とする「第５次寒河江市障がい者基本計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

２　計画の基本理念

地域での生活支援のさらなる充実、自立と社会参加の促進を図り、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し生き生きと安心して暮らすことのできる、相互理解と助け合いのある共生社会の実現を目指します。

基本理念

住民ひとりひとりが、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で互いに人格と個性を尊重し合い、生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現

３　計画の基本目標

（１）　地域生活支援の強化・充実

障がいのある人が地域の中で生き生きと安心して生活できるよう、本人の意思を尊重した相談支援体制の充実を図ります。また、障がいのある人とその家族が安心した生活を送れるよう、誰もが必要な支援やサービスを適切に利用できる環境を整えます。あわせて、障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実と、精神保健福祉施策の充実を推進します。

（２）　自立と社会参加の促進

障がいのある人が社会のあらゆる活動に参加して生きがいを持ち、自分の意思で主体的に行動し自立した生活ができるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、経済的自立を目指すための就労支援などライフステージに応じたサービスの充実を図ります。あわせて、障がいのある人とその家族の生活を包括的かつ継続的に支える取組を推進します。

（３）　権利擁護と地域で支え合う社会の実現

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域のなかで安心して暮らすことができるよう、差別の解消と虐待の防止を推進するとともに、ソフト・ハードの両面から社会のバリアフリー化と、地域全体で支え合う包括的な支援体制の充実に努め、市民の主体的な地域福祉活動を促進します。

４　計画の期間

計画の期間は、令和８年度を初年度とし、令和１２年度を目標年度とする５か年間とします。

５　計画の対象者

障害者基本法に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人を障がい者として計画の対象とします。

６　計画の性格及び位置づけ

この計画は、障害者基本法第１１条第３項に基づき定める、本市の障がい者施策を総合的に推進するための基本的な計画です。計画の策定に当たっては、同条第１項に基づいて国が定める「障害者基本計画」、及び同条第２項に基づいて県が定める「山形県障がい者計画」を踏まえています。

また計画は、「第７次寒河江市振興計画」を上位計画とし、「第４次寒河江市地域福祉計画」、「第３期寒河江市子ども・子育て支援事業計画／母子保健計画」、「第３次健康さがえ２１」などの関連計画との整合性を図りながら策定しています。

計　画　の　構　成

基本理念　→　**基本目標**　→　**施策**　→　**施策の目標**

基本理念：住民ひとりひとりが、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で互いに人格と個性を尊重し合い、生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現

- **地域生活支援の強化・充実**
  - 1. 生活支援
    - 相談支援体制の強化
    - 在宅福祉サービスの充実
    - 障がい福祉サービスの充実
    - 地域生活支援事業の充実
    - 医療的ケア児支援の充実
  - 2. 保健・医療
    - 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・治療・療育
    - リハビリテーション体制の充実
    - 精神保健福祉施策の充実
- **自立と社会参加の促進**
  - 3. 療育・教育
    - 障がいの早期発見と支援の充実
    - 障がい児早期療育の充実
    - 障がい児教育の充実
  - 4. 経済的自立・就労支援
    - 障がい者雇用の促進
    - 就労系サービスの充実
    - 優先調達の推進
  - 5. スポーツ・文化芸術活動
    - スポーツ・文化芸術活動の推進
- **権利擁護と地域で支え合う社会の実現**
  - 6. 差別の解消と権利擁護の促進
    - 啓発・広報活動の推進
    - インクルーシブ教育システムの推進
    - 合理的配慮の提供と差別解消の推進
    - 成年後見制度の利用促進
  - 7. バリアフリー化の推進
    - 施設のバリアフリー化の推進
    - 移動・交通のバリアフリー化の推進
    - 情報のバリアフリー化とアクセシビリティの推進
    - コミュニケーション支援の推進
  - 8. 安全・安心
    - 地域の見守り支援の推進
    - ボランティア活動の支援と推進
    - 災害時の支援体制の確保

第２章　障がいのある人の状況

１　本市における人口と障がい者数の推移

本市の人口は、緩やかに減少傾向にあります。一方、障がい（児）者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数）は微増微減を繰り返して推移していますが、総人口に占める障がい者の割合は増加傾向となっています。

寒河江市の人口と障がい者手帳所持者数の推移　（単位:人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
総人口	40,576	40,318	39,898	39,636	39,223
障がい者数	2,313	2,311	2,240	2,235	2,242
障がい者の割合	5.70%	5.73%	5.61%	5.64%	5.72%

（各年度末現在、資料:寒河江市市民生活課・福祉国保課）

２　身体障がいのある人の状況

令和６年度末現在の身体障害者手帳所持者数は１，６７５人で、令和２年度から令和６年度までの４年間で６．９４％減少しています。

等級別では、１級が最も多く４７３人となっていますが、令和２度から令和６年度までの４年間で３．８６％減少しています。

また、障がい種類別では肢体不自由が最も多く、全体の約５０．９％を占めており、年齢別では、６５歳以上の人数が約８０．９％を占めています。

身体障害者手帳所持者数　（単位:人）

年度＼等級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
令和２年度	492	178	294	465	209	162	1,800
令和３年度	489	172	284	468	205	160	1,778
令和４年度	472	157	270	470	188	151	1,708
令和５年度	481	150	270	458	194	145	1,698
令和６年度	473	144	265	446	196	151	1,675

（各年度末現在、資料:寒河江市福祉国保課）

障がい種類別障がい者数

（単位：人）

年度	区分	視覚	聴覚平衡	音声言語	肢体不自由	内部	計
令和２年度	18 歳未満	0	0	0	8	1	9
	18～64 歳	23	26	9	202	106	366
	65 歳以上	56	139	17	743	470	1,425
	計	79	165	26	953	577	1,800
令和３年度	18 歳未満	0	0	0	10	3	13
	18～64 歳	25	25	8	195	102	355
	65 歳以上	50	145	16	722	477	1,410
	計	75	170	24	927	582	1,778
令和４年度	18 歳未満	0	0	0	11	3	14
	18～64 歳	25	22	6	188	102	343
	65 歳以上	47	140	13	694	457	1,351
	計	72	162	19	893	562	1,708
令和５年度	18 歳未満	0	0	0	12	2	14
	18～64 歳	24	24	6	175	90	319
	65 歳以上	47	133	13	690	482	1,365
	計	71	157	19	877	574	1,698
令和６年度	18 歳未満	0	0	0	10	3	13
	18～64 歳	22	20	5	166	94	307
	65 歳以上	49	132	14	676	484	1,355
	計	71	152	19	852	581	1,675

（各年度末現在、資料：寒河江市福祉国保課）

障がい別等級別人数（令和６年度末）

（単位：人）

区　　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
視　覚	22	24	7	5	7	6	71
聴覚平衡	9	21	22	36	3	61	152
音声言語	0	3	13	3	－	－	19
肢体不自由	103	94	124	261	186	84	852
内　部	339	2	99	141	－	－	581
計	473	144	265	446	196	151	1,675

（資料：寒河江市福祉国保課）

３　知的障がいのある人の状況

令和６年度末現在の療育手帳所持者数は２８５人で、このうちＡ判定(重度)が８６人、Ｂ判定(中・軽度)が１９９人です。令和２年度から令和６年度までの推移を見ると、Ａ判定は４年間で１．２％、Ｂ判定は５．３％の増加率となっています。

療育手帳所持者数　（単位：人）

区分／年度	Ａ判定(重度)			Ｂ判定(中・軽度)			計
	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	
令和２年度	11	67	7	35	133	21	274
令和３年度	10	66	9	34	140	21	280
令和４年度	9	61	8	32	136	24	270
令和５年度	12	63	7	25	145	24	276
令和６年度	12	63	11	23	151	25	285

（各年度末現在、資料：寒河江市福祉国保課）

４　精神障がいのある人の状況

令和６年度末現在で、精神障害者保健福祉手帳所持者数は２８２人で、令和２年度から令和６年度までの４年間の増加率は、１８．０％となっています。

また、精神科や心療内科の病院等で通院医療を受ける際に医療費の一部を公費で負担する自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数は、４３２人で令和２年度から令和６年度までの４年間の増加率は、１６．４％となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数　（単位：人）

区分／年度	精神障害者保健福祉手帳所持者数				自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数
	１級	２級	３級	計	
令和２年度	74	104	61	239	371
令和３年度	69	114	70	253	391
令和４年度	66	122	74	262	404
令和５年度	61	121	79	261	422
令和６年度	59	129	94	282	432

（各年度末現在、資料：寒河江市福祉国保課）

５　難病患者の状況

難病の定義は、「発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの」とされています。平成２７年１月より国の新たな難病対策を定める「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、従来の特定疾患治療研究事業による医療費助成から法定の医療費助成へ移行しました。助成対象は５６疾病から順次拡充していき、令和７年４月から３４８疾病となっています。

本市における令和６年度末現在の特定医療費（指定難病）と特定疾患治療研究事業（難病医療助成事業）の医療受給者数は２９６人、小児慢性特定疾患医療受給者数は、２７人となっています。

特定医療費（指定難病）・特定疾患治療研究事業（難病医療助成事業）給付状況

（単位：人）

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
人員	273	257	259	279	296

（各年度末現在、資料：村山保健所）

小児慢性特定疾患治療研究事業医療受給者数

（単位：人）

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
人員	25	25	28	30	27

（各年度末現在、資料：山形県こども安心保育支援課）

６　障がい児の就学の状況

令和６年５月１日現在の特別支援学校（小学部・中学部）在学者数は２８人、小中学校特別支援学級在籍者数は１１７人となっています。通級による指導（言語通級、ＬＤ等通級）を受けている児童生徒数は増加傾向にあります。

また、本市における自閉症・アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいのある児童生徒は、障がいの程度や状況に応じて、通常学級や特別支援学級、特別支援学校に在籍しています。また、寒河江中部小学校・柴橋小学校・陵南中学校にはＬＤ等通級指導教室が開設されており、通常学級に在籍している児童生徒が障がいに応じた指導を受けております。

特別支援学校在学者数　（単位：人）

区分／年度	小学部	中学部	計
令和２年度	8	7	15
令和３年度	10	3	13
令和４年度	13	4	17
令和５年度	18	4	22
令和６年度	23	5	28

（各年度５月１日現在、資料：寒河江市教育委員会）

小中学校特別支援学級数及び在学者数　（単位：学級数・人）

区分／年度	小学校		中学校		計	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童・生徒数
令和２年度	22	55	10	30	32	85
令和３年度	21	64	9	26	30	90
令和４年度	22	73	6	19	28	92
令和５年度	24	80	6	22	30	102
令和６年度	25	91	7	26	32	117

（各年度５月１日現在、資料：寒河江市教育委員会）

通級による指導を受けている児童生徒数及び就学猶予・免除者数　（単位：人）

区分／年度	通級による指導を受けている児童生徒数				就学猶予・免除者数	
	小学校児童数			中学校生徒数（ＬＤ等通級）	小学校児童数	中学校生徒数
	言語通級	ＬＤ等通級	合計			
令和２年度	59	9	68		0	0
令和３年度	51	11	62	4	0	0
令和４年度	61	18	79	12	0	0
令和５年度	47	40	87	8	0	0
令和６年度	38	36	74	8	0	0

（各年度５月１日現在、資料：寒河江市教育委員会）

特別児童扶養手当対象児童数　（単位:人）

年度＼障がい		外部障がい		内部障がい		知的・精神		計
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	
令和2年度	0～10歳	4	0	5	2	1	14	103
	11～20歳	1	0	0	2	11	63	
令和3年度	0～10歳	1	0	3	4	3	10	97
	11～20歳	1	0	1	1	11	62	
令和4年度	0～10歳	4	0	3	4	1	15	107
	11～20歳	0	0	1	2	11	66	
令和5年度	0～10歳	2	1	5	3	2	12	100
	11～20歳	0	0	0	2	10	63	
令和6年度	0～10歳	2	0	6	7	2	13	91
	11～20歳	1	0	0	2	9	49	

（各年度４月末現在、資料：寒河江市子育て推進課）

7　障がい者の雇用・就業の状況

令和６年６月１日における山形労働局管内の従業員規模４０人以上の企業で雇用される障がい者数は３，４０９．５人で、雇用率は、２．３７%となっております。

障がい者雇用状況の推移　（単位：人、%）

年度＼区分	企業数	常用労働者数	法定雇用算定基礎労働者数	障がい者数			計	雇用率	法定雇用率
				身体	知的	精神			
令和２年度	947	153,068.0	145,147.0	1,986.5	749.0	329.5	3,065.0	2.11	2.2
令和３年度	982	153,558.0	145,384.5	1,986.0	742.5	335.0	3,063.5	2.11	2.3
令和４年度	974	150,961.5	142,727.0	1,975.5	779.0	352.0	3,106.5	2.18	2.3
令和５年度	973	150,698.0	142,495.0	1,989.5	817.5	489.0	3,296.0	2.31	2.3
令和６年度	1,044	152,351.5	144,093.5	2,026.5	848.0	535.0	3,409.5	2.37	2.5

（各年度６月１日現在、資料：山形労働局）

（注）１　法定雇用算定基礎労働者数は、常用労働者数から除外率（業種により変動）を除いた労働者数。

２　法定雇用率は、平成３０年度から２．２%、令和３年度から２．３%、令和６年度から２．５%に改正。

３　報告対象企業は、法定雇用率の改正に伴い、平成３０年度から４５．５人以上規模、令和３年度から４３．５人以上規模、令和６年度から４０．０人以上規模となっている。

第３章　現状と課題及び施策の目標と主な取組

地域生活支援の強化・充実

施策　１.《　生活支援　》

【現状と課題】

生活支援の方法は、障がいのある人の心身の状態、障がいの内容や特性、程度等によって異なります。ライフスタイルの多様化が進んだことで、食事や排泄、入浴などの日常生活上の支援のほか精神面での支援も画一的なものでは対応が難しくなってきています。また、長期にわたる支援が必要であることから、本人のみならず家族の抱える悩みや問題は深刻で、障がいのある人とその家族の生活支援をするためのサポート体制、相談体制の強化が求められています。そのため、一人ひとりの障がいの特性やライフスタイルに沿ったきめ細やかな相談体制づくりと、医療や介護などの関係機関が連携した質の高い支援が重要になっています。

平成１８年度に「障害者自立支援法」が施行され、法に基づき障がい福祉サービスや、地域生活支援事業を実施してきました。各福祉サービスの利用者は年々増加し、平成２５年度の「障害者総合支援法」への改正により、さらに制度が利用しやすくなりました。また、同法の平成３０年度改正によって地域生活支援の強化が図られ、今後も需要は大きくなると見込まれます。

本市では、相談支援の取り組みを強化するため、基幹相談支援センター[※1]を平成３１年度に設置しました。今後も障がいに合わせたきめ細やかな支援のために、同センターの充実強化を図る必要があります。

障がいのある人とその家族が、今後も住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるよう、ライフステージ[※2]とニーズに合わせた生活支援が求められています。

【施策の目標】

〇相談支援体制の強化

〇在宅福祉サービスの充実

〇障がい福祉サービスの充実

〇地域生活支援事業の充実

〇医療的ケア児支援の充実

【主な取組】

（１）相談支援体制の強化

・基幹相談支援センターを拡充し、各関係機関相互の連携を密にして相談支援体制の強化を図ります。

・自立支援協議会※3の相談支援部会を活用し、相談支援事業所※4間の連携を支援します。

・自立支援協議会を活用して、市の窓口、国の機関（ハローワークなど）、県の機関（更生相談所など）、医療機関、障がい福祉サービス事業所等の連携を密にし、地域の実情に応じた相談支援体制の整備を図ります。

・身近な相談窓口である民生委員児童委員や身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の存在の周知と活動を支援し、障がい者やその家族が孤立することのないようネットワーク作りを強化します。

・地域包括支援センター※5を活用して、高齢の障がい者本人や介護者に対応した支援の充実を図るとともに、訪問支援型による早期支援を可能にします。

・ひきこもりに関する相談等を実施し、関係機関と連携しながら本人及び家族の心と体の健康と福祉の向上を図ります。

（２）在宅福祉サービスの充実

・福祉タクシー券、福祉給油券、紙おむつ支給、移送サービス、訪問理美容、人工透析患者通院費助成、在宅酸素療法者電気料助成などの在宅福祉サービスを充実し、在宅障がい者の自立と社会参加を支援します。

・各種事業の周知を徹底し、制度の利用促進を図ります。

（３）「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスの充実

・障がい福祉サービスの周知に努め、障がいに合わせた利用の促進を図ります。

・地域生活支援拠点※6の拡充により、障がいの特性やライフスタイルの変化に応じた切れ目のない支援とサービス提供の充実を図ります。

・障がい者やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるようニーズの把握に努め、障がい福祉サービス事業所の新規開設を支援します。

（４）地域生活支援事業の充実

・地域生活支援事業は、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター等、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に行うことのできる事業です。現在の事業を継続するとともに、ニーズに合わせて事業の拡充を図ります。

・嚥下（えんげ）機能や健康状態に配慮した食事支援（嚥下調整食等）の普及・啓発を図るとともに、福祉団体と連携した共食※7の機会を通じて、地域における交流や社会参加の促進に取り組みます。

（５）医療的ケア児※8支援の充実

・日常的に医療的ケアを必要とする子どもたちやその家族の現状を把握し、ニーズに合わせ、事業の拡大を図ります。

・医療的ケア児の受け入れ保育施設の人員体制を拡充し、安心して通所できる環境整備に取り組みます。

・医療的ケア児の就学にあたり、関係機関と連携を図りながら保護者に必要な情報を提供していくとともに、本児の教育的ニーズに応じた就学先を決定していきます。
・関係者間の情報共有を図るとともに、研修会の開催や参加を通じて医療的ケア児支援に関する理解を深めます。

※１基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、自ら障がい者の相談、情報提供、助言を総合的に行うほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う機関です。
※２ライフステージ	人の一生を乳幼児期・学齢期・成年期・高齢期などに分けたそれぞれの段階のことです。
※３自立支援協議会	地域における障がい者への支援体制に関する課題についての情報を関係機関が共有、連携して協議し、地域の実情に応じた体制を整備することを目的としています。
※４相談支援事業所	障がいのある人への相談支援を行う事業所で、一般的な相談や、障がい福祉サービス等の利用計画の作成、地域生活への移行に向けた支援等を行います。
※５地域包括支援センター	介護保険で定められた、高齢者の総合相談窓口で、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。
※６地域生活支援拠点	障がい児者の地域生活支援のための多機能性を持たせた拠点で、地域における居住支援に求められる機能としての５つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を持った機関です。
※７共食	嚥下調整食や食事介助など必要な支援を受けつつ、周囲と同じ時間・場所で、コミュニケーションを取りながら食事を楽しむこと。
※８医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろうなどの医療的ケアを日常的に受ける必要がある児童をさします。

施策　２．《　<u>保健・医療</u>　》

【現状と課題】

障がいを予防し、健康に生き生きと生活するためには、日頃からの健康管理が重要です。そのためには、健康教育や相談支援、健康診査や検診など疾病の早期発見、治療の提供、リハビリテーションといった保健・医療サービスをライフステージに合わせて提供する必要があります。

本市では、妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期それぞれにおいて、検診や相談の機会を提供し、障がいの予防と早期発見・治療・療育のため、各年代に合わせた市民の健康づくりを推進しています。

また、ライフスタイルの多様化、人間関係の希薄化などにともなって社会生活がより複雑なものになってきていることから、不安や悩みなどのストレスが増大し、心のバランスを崩すことが多くなっています。精神保健に対する正しい理解を深め、心の健康を保つための取組が必要となっています。

【施策の目標】

〇障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・治療・療育

〇リハビリテーション体制の充実

〇精神保健福祉施策の充実

【主な取組】

（１）障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・治療・療育

・妊婦健診の必要性・適正時期についての周知・啓発を強化します。
・妊婦健康診査の費用助成を実施するとともに、受診の勧奨に努めます。
・妊産婦の不安や悩みを解消し心の健康を保つための取り組みとして、妊娠期からの切れ目ない支援「寒河江型ネウボラ」※9を継続して実施します。
・子どもの疾病の早期発見・治療、発育発達の確認、育児不安の軽減等育児支援を目的として乳幼児健康診査の充実を図り、医師や歯科医師、保健師や助産師、心理士などの専門スタッフを活用した多角的な支援を実施します。
・新生児聴覚検査の費用の一部助成を実施し、難聴児を早期発見し支援体制の充実を図ります。
・健診未受診児に対しては、育成支援や保健サービスの情報提供のため、家庭訪問や来所相談などの個別支援の充実を図ります。
・乳幼児期から高齢者までの全年代に対し、感染症や合併症予防を目的とした予防接種の情報提供と、費用負担の軽減を図ります。
・自立支援医療など医療費の公費負担について、周知と利用促進を図ります。

（２）リハビリテーション体制の充実

・医療機関、訪問看護、福祉及び介護サービス事業所と連携し、障がいに応じたリハビリが受けられるよう支援を図ります。

（３）精神保健福祉施策の充実

・講演会、研修会等を開催し、精神障がいに対する理解の深化を図ります。

・保健所、医療機関、警察署及び教育機関等と情報を共有し、さらに相談支援体制の充実を図ります。

・家族会・当事者の会の活動を支援します。

・専門医による「こころの健康相談」の実施とフォロー体制の充実を図ります。

※９寒河江型ネウボラ　　市子育て推進課内に設置された「こども家庭センター」に保健師のほか、看護師や助産師の資格を持つ専門員、心理士や精神保健福祉士の資格を持つ相談員を配置し妊娠、出産、育児に関する相談に応じるとともに、心身や育児に不安を抱える産婦の負担軽減を目的とした産後ケア事業などを実施する、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のことです。

自立と社会参加の促進

施策　３.《　療育・教育　》

【現状と課題】

障がいのある子どもについては、障がいの重度化や固定化を防ぐため早期の発見と障がいに合わせた適切な療育が重要です。特に乳幼児期から一貫した適切な支援をすることにより、障がいの軽減や生活能力を向上させ、将来の社会参加につなげていくことが望まれます。

本市では、保健師、公認心理師及び臨床心理士による乳幼児健診時等の相談体制を充実し、また、保育所等での相談を行い就学前児童の発達面の課題の早期発見と支援に努めるとともに、必要性に応じて児童発達支援※10の利用支援が行われています。学校教育においては、インクルーシブ教育システム※11の推進を図り、学力向上支援員・特別教育支援員の配置や相談の実施、関係機関との連携等を行い、個々の教育ニーズに応じた個別の教育支援計画に基づき特別支援教育を実施しています。また、必要に応じて放課後等デイサービス※12の利用支援も行われています。

今後も障がいの早期発見と適切な支援の充実を図るため、関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の整備を促進していく必要があります。

【施策の目標】

〇障がいの早期発見と支援の充実

〇障がい児早期療育の充実

〇障がい児教育の充実

【主な取組】

（１）障がいの早期発見と支援の充実

・育児相談など相談窓口を周知するとともに、相談支援体制の充実を図ります。
・引き続き関係機関と連携して相談を行い、障がい児の早期発見・早期支援に努めます。
・幼保小の連携を密にし、切れ目のない支援を継続して行います。
・児童相談所やこども医療療育センターなどの専門機関との連携を強化し、障がいに関する知識と理解を深め早期発見・早期支援に努めます。

（２）障がい児早期療育の充実

・保護者からの相談に対し必要に応じて市のこども家庭センターが中心となって関係機関と連携し、支援体制の充実・強化を図ります。

・児童の特性を理解し、個々の能力を伸ばす支援の提供に努めます。
・相談支援事業所との連携を強化し、障がい児支援の充実を図ります。
・支援が必要な児童に適切に対応するための環境整備として、保育施設の人員体制強化と、対応に不安を抱える保育従事者への支援強化を図ります。
・保育所や放課後児童クラブ（学童クラブ）における障がい児の受け入れを支援し、関係機関との連携により、支援体制の充実と強化を図ります。
・児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用促進に努めます。

（３）障がい児教育の充実

・保育所・幼稚園、放課後児童クラブ（学童クラブ）、学校等関係機関が互いに連携し、早期からの教育的支援を行います。
・小中学校の教員や幼稚園・保育所の教員・保育士が特別支援教育について理解を深めるため、研修する機会を引き続き設けます。
・小中学校における医療的ケアのガイドラインを策定し、適切な医療的ケアの実施にかかる体制構築を図ります。
・障がいの状況に応じた適切な教育的支援を進めていくために、学校の状況に応じて学力向上支援員や特別教育支援員等を配置するとともに、必要な児童生徒について相談を行います。
・校内外の連携調整の円滑化や専門性の継承など特別な教育的支援に応えるため各学校で特別支援教育コーディネーター※13の複数指名を引き続き進め、校内支援体制をより強化します。
・学びの場が変わっても、切れ目のない一貫した支援の実施のために、市共通の個別の指導計画や教育支援計画に基づいて関係機関とも連携しながら、障がいの状況に応じた適切な教育的支援を進めます。
・障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に学ぶことにより社会性やコミュニケーション力などを育むため、各学校における交流及び共同学習を継続して推進します。
・自立支援協議会を活用し、教育機関と連携して障がいに関する知識と理解を深め継続した支援に努めます。
・特別支援学級、特別支援学校への通学支援を継続して実施します。

※10 児童発達支援	障がいのある未就学児を通わせて、日常生活における、基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
※11 インクルーシブ教育システム	国際連合（国連）の「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、合理的配慮と必要な支援の提供のもと、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのことです。
※12 放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、障がいのある就学児を通わせて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流等必要な支援を行います。
※13 特別支援教育コーディネーター	学校内の関係者や医療・福祉等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、学校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員のことです。

施策 ４．《　経済的自立・就労支援　》

【現状と課題】

障がいのある人がその能力や適性に応じて就労し、経済活動に参加することは、社会的自立や、自信と生きがいのある生活を送る上でも重要な価値を持っています。能力や適性に応じて働くことができるよう、一般就労に加え、福祉的就労を含めた幅広く多様な就労の場を確保・拡大し職域の広がりを図ることが必要です。また、障がいがあっても安心して働ける社会環境を整備するためには、行政や地域、企業などが連携・協力して、雇用の促進、拡大をするとともに職場への定着を図ることも大切です。

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により、事業主は進んで障がい者の雇入れに努めるとともに、法定雇用率※14に相当する障がい者の雇用をしなければならないとされています。法定雇用率については段階的な引き上げが行われており、さらなる障がい者の就労支援が求められています。

また、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、就労による経済的な基盤を確立するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、市等公共機関が物品や役務を調達する場合においては、障がい者就労施設等からの優先的な調達に努める必要があります。

【施策の目標】

〇障がい者雇用の促進

〇就労系サービスの充実

〇優先調達の推進

【主な取組】

（１）障がい者雇用の促進

・ハローワークと連携し、法定雇用率への理解と障がい者雇用のさらなる促進に努めます。

・障害者職業センター※15及び障害者就業・生活支援センター※16と連携し、障がいの特性に合わせた障がい者の雇用促進に努めます。

（２）就労系サービスの充実

・就労移行支援※17、就労継続支援Ａ型※18、就労継続支援Ｂ型※19、就労選択支援※20等のサービス利用を促進し、訓練の機会を提供します。

・就労訓練の事業所の新設、既存事業所の拡充について継続して支援します。

（３）優先調達※21の推進

・市が物品や役務を調達するときは、引き続き、障がい者就労施設等からの優先的な調達に努めます。

・入札参加資格の評価項目として、評価方法を含め、障がい者就労や雇用に関する項目について検討していきます。

・障がい者就労施設等の提供可能な物品やサービスについて、市ホームページで公表し周知を図ります。

※14 法定雇用率	「障害者雇用促進法」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、一定割合以上の障がい者を雇用しなければならないこととされており、その割合を法定雇用率と言います。
※15 障害者職業センター	障がい者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障がい者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施しています。
※16 障害者就業・生活支援センター	障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施します。
※17 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
※18 就労継続支援Ａ型	一般企業等での就労が困難な方のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
※19 就労継続支援Ｂ型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
※20 就労選択支援	障がい者が、適性・能力を自己理解しながら、希望や適性・能力にあった就労支援サービスを主体的に選択できるよう、適正把握等の支援を行います。令和７年１０月から施行されました。
※21 優先調達	市等公共機関が物品や役務を調達する際、優先的に障がい者就労施設等から行うことをいい、毎年度、そのための方針（調達方針）を定めています。

施策　５．《　スポーツ・文化芸術活動　》

【現状と課題】

障がい者のスポーツや文化芸術活動への参加は、社会参加の拡大や健康増進、ストレス解消など、生きがいのある生活を送るうえで大きな効果が期待されます。

本市では、障がい者のスポーツ大会参加への支援やスポーツレクリエーション祭・パラトライアスロン大会等を通して、選手との交流と障がい者スポーツへの理解の促進を図っています。また、市美術館においては作品展開催の支援をしているほか、施設のバリアフリー化に努めています。

今後は、スポーツや文化芸術活動に誰もが気軽に取り組める機会をさらに拡充し、より参加しやすい環境を整える必要があります。

【施策の目標】

〇スポーツ・文化芸術活動の推進

【主な取組】

（１）スポーツ・文化芸術活動の推進

- 交通手段や経費負担など、障がい者団体等の活動を支援します。
- 各種スポーツ大会、文化芸術活動の運営等を支援します。
- カローリング※22等のニュースポーツやパラリンピック種目であるボッチャ※23等を活用し、障がい者のスポーツへの参加を促進します。
- 障がい者のスポーツ活動を促進するスポーツ指導者の育成等を支援します。
- スポーツレクリエーション祭やパラトライアスロン大会等を通し、障がい者スポーツへの理解促進と選手等との交流機会を提供します。
- 市美術館において特別企画展「アートツリーやまがた」※24を継続開催していくとともに、障がい者の各種作品展示機会の充実を図ります。
- スポーツ施設や文化施設について、障がい者のニーズに応じたバリアフリー設備等の整備を一層推進します。

※22 カローリング	氷上でなく室内でカーリングができるように考案されたスポーツです。
※23 ボッチャ	ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、ジャックボール（目標球）と呼ばれるボールに、いかに近づけるかを競います。
※24 アートツリーやまがた	寒河江市美術館を会場に、障がい者の多様な個性を形にした創作作品と、同じ地域に住まう皆さんとの出会いの場として生まれた総合アート展です。

権利擁護と地域で支え合う社会の実現

施策　６.《　差別の解消と権利擁護の促進　》

【現状と課題】

国においては、誰もが障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として「障害者差別解消法」が平成２８年４月に施行され、令和６年４月の改正では、民間事業者による合理的配慮の提供※25が義務化されました。また、本市ではこの「障害者差別解消法」の趣旨に基づき「寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を令和５年に制定・施行しています。

アンケート調査では、障がいがあることで、日常生活において差別や偏見、疎外感を感じてしまう現状にあること、障がいに対する市民の理解を深めるために必要なこととして、「障がいに関する広報・啓発の充実」「学校における福祉教育の充実」との回答が寄せられました。障がいを理由に不当な差別を受けることのないよう、差別解消を推進するための啓発・広報活動を強化し、市民全体の理解と意識を深めていく必要があります。

また、障がいのある人の権利が守られ、安心して地域での生活を送るために、成年後見制度※26などの権利擁護のしくみが大きな役割を果たしています。平成２８年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」及び令和４年に閣議決定された「第２期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、本市では「寒河江市成年後見センター」を令和６年度に設置して、成年後見制度の啓発と利用促進に努めています。

【施策の目標】

〇啓発・広報活動の推進
〇インクルーシブ教育システムの推進
〇合理的配慮の提供と差別の解消の推進
〇成年後見制度の利用促進

【主な取組】

（１）啓発・広報活動の推進
・障がいや障がいのある人への理解を深めるため、市報、市ホームページ、パンフレット等多様な媒体を活用し、啓発・広報に努めます。

（２）インクルーシブ教育システムの推進
・障がいのある子どもと障がいのない子どもとが個々の違いを認めながら共に学び

共に活躍する社会づくりのために、インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた教育を推進します。

・各学校において、総合的な学習の時間等で福祉をテーマにした学習や、関係施設との交流を通した学習をより一層推進し、障がいや障がいのある人に対する児童生徒の理解と認識の深化を図ります。

（３）合理的配慮の提供と差別解消の推進

・「障害者差別解消法」及び「寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の趣旨に基づき差別の解消に努めるとともに、事務や事業を行うにあたっては障がいのある人の権利利益を侵害することのないよう、合理的配慮の提供に努めます。

・合理的配慮についての相談窓口を周知し、民間事業者からの相談にも関係機関と連携しながら対応し、課題解決の支援に努めます。

・障がい者への虐待を未然に防止し、相談や適切な支援が行える体制の充実を図ります。

（４）成年後見制度の利用促進

・成年後見センターと連携して成年後見制度の広報や相談支援を実施し、利用促進を図ります。また研修会等を開催し制度理解の深化を促進します。

・基幹相談支援センターや地域包括支援センター等と連携し、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに努めます。

※25 合理的配慮の提供　　障がいのある人から申し出があった場合に、社会的な障壁を取り除くための必要な対応を過度な負担とならない範囲で行うことです。

※26 成年後見制度　　判断能力が不十分な人を法律面や生活面で保護したり支援したりする制度です。

施策　7.《　バリアフリー化の推進　》

【現状と課題】

障がい者が自宅や住み慣れた地域で安心して生活していくためには、暮らしやすい住環境の整備を進め、日常生活や社会生活におけるさまざまな障壁を解消していくことが重要です。障壁の解消に向けては、今後も継続してバリアフリー化を推進していくことが求められます。

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」等に基づき、全ての人が快適に暮らせるまちづくりに向けた公共施設等のバリアフリー化に取り組んできたほか、移動面での支援のため、デマンドタクシー※27や市内循環バスの割引や福祉タクシー券・福祉給油券の支給を実施してきました。

デジタル技術の進化により、日常生活や社会参加に情報収集や情報発信がますます重要になってきています。国では令和４年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がい者が必要な情報を円滑に入手し、円滑にコミュニケーションを行うことができるよう、情報の提供や利用におけるアクセシビリティ※28の向上が推進されています。

本市では、市ホームページにおける配慮や手話通訳者の設置、手話・要約筆記奉仕員の派遣、手話奉仕員養成講座（手話教室）の実施等のほか、日常生活用具給付事業として視覚障がい者、聴覚障がい者に対する各種情報機器の給付支援を行っていますが、なお一層の個々の障がいの特性に応じた支援を行うことが必要です。

障がい者が自分の自由意思で行動でき、社会参加できる住み良い社会を作ることは、誰にとっても住み良い福祉のまちであり、今後さらに市民と一体となった取り組みが必要となっています。

【施策の目標】

〇施設のバリアフリー化の推進

〇移動・交通のバリアフリー化の推進

〇情報のバリアフリー化とアクセシビリティの推進

〇コミュニケーション支援の推進

【主な取組】

（１）施設のバリアフリー化の推進

・「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」の趣旨に基づき、支援を必要とする

人の円滑な利用に適合した建築物、道路、公園、駐車施設等の整備を継続して推進します。
・既存の公共施設のバリアフリー化を推進します。

（２）移動・交通のバリアフリー化の推進

・デマンドタクシーと市内循環バスの運行を継続し、障がい者を対象とした割引制度を引き続き実施します。
・福祉有償運送※２９の周知と利用促進を図ります。
・福祉タクシー券、福祉給油券については継続的に支給し、より使いやすいものとなるよう内容拡充の検討を進め障がい者の社会参加を促進します。

（３）情報のバリアフリー化とアクセシビリティの推進

・市ホームページについて、ページ作成時のチェックと年間のチェックで「みんなの公共サイト運用モデル」を活用して情報のバリアフリー化に努めます。
・「寒河江市公式ホームページ広報表現ガイドライン」に基づき、引き続きＪＩＳ準拠を維持してウェブアクセシビリティを確保していきます。
・情報のアクセシビリティについて周知を図ります。

（４）コミュニケーション支援の推進

・情報格差をなくし、誰もが適切な情報を得られ、障がいの状況に応じたコミュニケーション手段の利用機会を確保するため、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、手話をはじめとするコミュニケーション支援に向けた条例の制定を検討していきます。
・手話奉仕員の増加を図るため引き続き手話奉仕員養成講座（手話教室）を実施します。また、障がいに合わせ要約筆記、手話、点字、代読、代筆等様々な意思疎通の支援の充実を図ります。
・障がいの状況に合わせた各種情報通信機器の給付支援を継続して実施します。

※27 デマンドタクシー	自宅や指定の場所から目的地（戸口から戸口）まで，お客様の希望時間帯，乗車場所などの要望（デマンド）に，バス並みの安価な料金で応える公共交通サービスです。
※28 アクセシビリティ	施設、設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことです。
※29 福祉有償運送	ＮＰＯ等が自家用自動車を使用して、障がい者、要介護者の移送を行う、「自家用有償旅客運送」の一つです。

施策　8.《　安全・安心　》

【現状と課題】

障がい者が地域で安心して社会生活を営むためには、安全な暮らしを支える環境づくりが重要ですが、価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化などにより、近所づき合いや地域内でのつながりが薄れてきています。

防災対策においては、障がい者や高齢者などに対する円滑な避難誘導や、適切なコミュニケーション手段の確保など多様で複合的な課題への対応が求められています。そのため、行政、町会組織、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉団体等が連携し、地域全体で支え合う実効性のある支援体制を整備していくことが必要です。本市では、避難行動要支援プランを策定し、個別避難支援プランへの登録を促進するほか、災害時における要援護者避難支援体制の構築に努めています。

異常気象による自然災害の多発や新たな感染症の発生リスクが高まるなか、地域全体で支え合い、助け合う仕組みづくりとともに、その役割を担う人材の確保や育成を進めていくことが求められています。

【施策の目標】

〇地域の見守り支援の推進

〇ボランティア活動の支援と推進

〇災害時の支援体制の確保

【主な取組】

（１）地域の見守り支援の推進

・地域、事業者、行政などが情報の共有、連携強化を図り、子ども、障がい者、高齢者等を一体的に見守るネットワークづくりを推進します。

（２）ボランティア活動の支援と推進

・多くの市民が、ボランティア活動を中心として地域福祉活動を進められるよう、研修会や体験プログラムをとおして障がい者支援への理解を深めるとともに活動の担い手を増やしていきます。

（３）災害時の支援体制の確保

・支援関係者への災害情報の迅速な伝達手段の構築を図ります。

・個別避難支援プランへの登録の促進と災害発生時の関係機関との連携体制について強化を図ります。

・障がいに配慮した福祉避難所[※30]の拡充を図ります。

※30 福祉避難所　　災害時に一般避難所では避難所生活が困難な「要配慮者」の避難先として、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。

第４章　目標とする指標

計画の取組を検証するため、現在の状況や令和７年度に実施したアンケート調査結果を踏まえ、基本目標ごとに、計画最終年度の令和１２年度における目標値を次のとおり設定します。

○基本目標１　地域生活支援の強化・充実

指　　標	関連する施策番号	令和７年度の状況	令和１２年度の目標
基幹相談支援センターの拡充（相談支援専門員の拡充）	1・6	３人	４人
障がい福祉サービスの生活介護・短期入所の利用回数・日数	1	（令和６年度末時点）	
生活介護		のべ１８，０２０回	増加
短期入所		のべ８１０日	増加
児童発達支援・放課後等デイサービスの利用件数	1・3	（令和６年度末時点）	
児童発達支援		のべ1，０４２件	増加
放課後等デイサービス		のべ2，２８５件	増加
地域生活支援拠点の拡充	1・8	４拠点	５拠点
医療的ケア児受け入れ保育施設数	1・2・3	１施設	増加
乳幼児健診の受診率向上	2・3	（令和６年度末時点）	
１歳６か月児健診		９８．７%	１００%
３歳児健診		９９．０%	１００%

○基本目標２　自立と社会参加の促進

指　　標	関連する施策番号	令和７年度の状況	令和１２年度の目標
障がい福祉サービスの就労系サービスを利用している人の人数	1・4・6	（令和６年度末時点） １８５人	２３０人
障がい者就労施設等と市各部署との物品調達等マッチング説明会	4・5・6	未実施	実施
スポーツ大会への交通支援や作品展示等の開催支援	5	実施	継続して実施

○基本目標３　権利擁護と地域で支え合う社会の実現

指　　標	関連する施策番号	令和７年度の状況	令和１２年度の目標
成年後見制度利用促進に向けた研修会の実施	6・8	実施	継続して実施
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨に基づく市条例の制定	6・7	なし	条例の制定
災害ボランティアセンター運営団体数	8	１団体	３団体

第５章　計画の推進体制

１　各主体の役割

　この計画を推進するに当たっては、障がいや障がいのある人について理解と関心を高めていくとともに、行政はもとより、障がいのある人・ない人、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

２　全庁的な推進体制の整備

　福祉国保課を中心に行政の関係各部署と横断的な視点を持って連携し、一体となって計画を着実に推進するとともに、ライフスタイルやライフステージに合わせた切れ目のない支援のための施策に総合的・包括的に取り組みます。

３　計画の管理

　計画の効果的な推進を図るため、関係部署において計画の進捗状況等について検証を行います。

　また、設定した目標値の達成状況の検証として、令和１０年度に中間評価、令和１２年度に最終評価を、アンケート調査等により実施します。

４　計画の見直し

　障がいのある人を取り巻く環境や国、県における施策の動向などに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

資　料

寒河江市障がい者基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項の規定に基づき寒河江市障がい者基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、寒河江市障がい者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、計画の策定に関することを所掌する。

（構成）

第３条　委員会は、委員１２人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　福祉関係者

⑶　医療関係者

⑷　障がい者団体関係者

⑸　教育機関関係者

⑹　社会参加支援団体関係者

⑺　公募による者

２　前項第７号に規定する者は、応募時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　１８歳以上であること。

⑵　市に引き続き１年以上在住していること。

⑶　国、地方公共団体、独立行政法人若しくは地方独立行政法人の職員又は国会、県議会若しくは市議会の議員でないこと。

⑷　市税及び税外収入金を滞納していないこと。

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から計画策定の事業が完了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　委員長は、会議の内容が軽微である場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催するいとまがないと認める場合は、書面協議により議決することができる。

５　第２項及び第３項の規定は、前項の書面協議について準用する。

（幹事会）

第７条　第２条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため委員会に幹事会を置く。

２　幹事会は、障がい者福祉に関する福祉国保課、健康増進課及び子育て推進課の職員で構成し、福祉国保課長が幹事長となる。

（会議録の調製）

第８条　委員長は、会議録を調製し、会議のてん末及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

（事務局）

第９条　委員会の庶務は、福祉国保課において処理する。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２７年８月１日から施行する。

（招集の特例）

２　最初に招集すべき会議は、第６条の規定にかかわらず市長が招集する。

附　則

この要綱は、令和２年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年８月１日から施行する。

第５次寒河江市障がい者基本計画策定委員会委員名簿

（敬称略）

氏　　名	所　属　団　体　等	備　　考
庄司　進	寒河江市町会長連合会	学識経験者
大竹　純	寒河江市社会福祉協議会	福祉関係者 ◎委員長
渋谷　昭儀	寒河江市民生委員児童委員協議会	福祉関係者
三浦　民夫	寒河江市医師会	医療関係者
大久保　明	寒河江市歯科医師会	医療関係者
那須　伝	寒河江市身体障害者福祉協会	障がい者団体関係者
村上　理香	ＮＰＯ法人　ぽけっとぴーす	障がい者団体関係者
井上　信宏	寒河江市小中学校校長会	教育機関関係者
大江　かおり	寒河江市幼児教育連絡協議会	教育機関関係者
菅野　茂	寒河江公共職業安定所	社会参加支援団体関係者
佐藤　拓也	さくらんぼ共生園	社会参加支援団体関係者 ○副委員長
田宮　みき子	公募委員	公募委員

寒河江市内　指定障がい福祉サービス事業所　（令和７年１２月１日現在）

サービス種別	事業所名
居宅介護	寒河江西村山農業協同組合
	寒河江市社会福祉協議会指定居宅介護事業所
	ニチイケアセンターさがえ
	みずき介護サービス
	居宅介護つつじ
	ニチイケアセンター西さがえ
重度訪問介護	寒河江市社会福祉協議会指定居宅介護事業所
	みずき介護サービス
	居宅介護つつじ
同行援護	みずき介護サービス
行動援護	みずき介護サービス
生活介護	さくらんぼ共生園
	らっふる
	ぽけっとぴーすの森　ぴあはうす
短期入所	ホームＯＲＡＤＡＮＡ短期入所事業所
	ホームＺＡＲＩＧＡＮＩ短期入所事業所
自立訓練（生活訓練）	生活訓練むすび
就労選択支援	就労選択支援事業所むすび
就労移行支援	あるあーる
	就労移行支援事業所むすび
就労継続支援（Ａ型）	エフピコ愛パック株式会社山形工場
	就労継続支援Ａ型　カイセイ
	就労継続支援Ａ型事業所むすび
	ゆずり葉
	就労継続支援Ａ型　あめ・はる
	就労継続支援Ａ型　ノバリア　クライミングジム

サービス種別	事業所名
就労継続支援（Ｂ型）	西村山共同作業所たんぽぽ会
	さくらんぼ共生園
	指定就労継続支援Ｂ型事業所寒河江共労育成園
	らっふる
	あるあーる
	就労継続支援Ｂ型事業所むすび
	地域特産開発研究所
	就労継続支援Ｂ型事業所ブロッサム　山形寒河江
就労定着支援	就労定着支援事業所むすび
共同生活援助（グループホーム）	ホームＯＲＡＤＡＮＡ
	ホームＺＡＲＩＧＡＮＩ
	福祉ホーム寒河江の庄
	グループホーム　ひなた
児童発達支援	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」寒河江校
	ぽけっとぴーすの森　のびのび保育園
	みずきキッズクラブ　児童発達支援事業所
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所ころころ遊園
	ＰＯＣＣＯさがえ
	Ｈａｒｍｏｎｙ寒河江
	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」寒河江校
	ぽけっとぴーすの森　のびのびクラブ
	フレンズさがえ
	みずきキッズクラブ　放課後等デイサービス事業所
	放課後等デイサービス　ミライへ
保育所等訪問支援	児童発達支援センターころころ遊園

指定特定相談支援事業所（計画相談支援）

事業所名	障がい者	障がい児
サポートハウス「かぼちゃ」	○	○
山形県西村山地域相談センターさがえ （令和８年４月から休止予定）	○	○
相談支援事業所むすび	○	
ねいろ （令和８年４月に開設予定）	○	

基幹相談支援センター

事業所名
西村山地域基幹相談支援センター「かぼちゃ」

重度障がい者多数雇用事業所

事業所名
株式会社リプライ